

分会情報

J R 東海 労 大 阪 仕 業 検 査 車 両 所 分 会
No. 2 5 2 0 1 0 . 1 2 . 2 2
発 行 責 任 者 柿 本 克 彦
編 集 責 任 者 教 宣 部

苦情処理会議開催！！

「訓告」処分に対する苦情処理会議開催される！

突如会社からかけられた「訓告」処分に対して組合員は苦情申告を申請してきました。その苦情処理会議が12月10日関西支社との間で開催されました。その結果として「対立」を確認して会議は終了しました。

この「訓告」処分が出された理由は、B11編成12号車のベロー付きバネ取り換え時、コーベルワイヤーのかしめ部分が天井管に接触していた為パンタグラフが異常動作し、それを見つけたホーム係員が列防SWを扱い列車が遅延したことによる処分です。しかしベロー付きバネ取り換え時の隙間管理は教育・訓練で、覗きこんでまで見なければコーベルワイヤーのかしめ部分が天井管と接触しているかどうか教育されておらず、この事象が発生するまで、仕業の現場社員のほとんど、管理者さえ隙間管理の理由を知らなかったのです。しかも、初めて行なう作業であり、管理者の立ち会いのもと、教育された通り作業を行なっているのです。

会社は「作業に必要な教育・訓練は行なっている」と言っていますが、教育・訓練は全く不十分であったことは誰でもが知っています。また会社は構造を理解していればこの事象は防げた事象であるとも業務委員会の中で言っています。

会社は社員に対する教育・訓練の不十分さを全く認める事なく、構造を理解していない社員が悪いと一方的に作業者に責任を転嫁しています。絶対許す事はできません。

また会社は今回の件で組合員に対して冬季ボーナス5%減額の攻撃をかけてきたのは皆さんご存知のことだろうと思います。理由は「4月1日から9月30日までの勤務成績を総合的に判断した」と言う事ですが、明らかに他の社員に対しての「見せしめ」であり断じて許される行為ではありません。会社の行なう事・言う事は絶対的であり、それにそむく社員に対してはその社員がいかにも悪者であるがごとく写し出す事によって、会社の非を隠しながら、すべての責任を社員に転嫁することで、もの言わぬ職場体制・社員作りに奔走しているのです。

私たちは会社の悪辣な攻撃に対して断固抗議すると共に、納得できない事に対して、声を上げると共にあらゆる手段を講じて会社姿勢を暴露していきます。